

## 【平成 28 年度税制改正で義務化された 3 つの移転価格文書】

(平成 27 年 12 月 24 日発表の平成 28 年度税制改正大綱による)

文書名	国別報告事項	マスターファイル (事業概況報告 事項)	ローカルファイル (独立企業間価格を算定す るために必要と認められる 書類)
内容	<p>多国籍企業グループ が事業を行う国ごと の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 収入金額</li> <li>● 税引前当期利益 の額</li> <li>● 納付税額</li> <li>● その他必要な事 項</li> </ul>	<p>多国籍企業グループ の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 組織構造</li> <li>● 事業の概要</li> <li>● 財務状況</li> <li>● その他必要な事 項</li> </ul>	<p>国外関連取引に係る独立企 業間価格を算定するために 必要と認められる書類（電 磁的記録を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 租税特別措置法施行規 則第 22 条の 10 第 1 項 各号に掲げる書類（記 載項目の明確化等が行 われる）</li> <li>● OECD 移転価格ガイド ライン改定案の別添 2 に示された記載項目</li> </ul>
提出（作成） 義務者	<p>(1) 多国籍企業グル ープの最終親事 業体（究極の親 会社）又は、そ れが指定した代 理親事業体であ る内国法人</p> <p>(2) （日本の国税當 局が、最終親事 業体等の居住地 国（租税条約等 の相手国に限 る）を通じて國 別報告事項の提 供を受けられな いと認められる 場合）</p>	<p>多国籍企業グループ の構成事業体である 内国法人、または、 国内に恒久的施設 (PE) を有する外國 法人</p>	国外関連取引を行った法人

	多国籍企業グループの構成事業体（子会社）である内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人（複数ある場合には代表1社で足りる）		
提出等の義務の免除	直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは提出義務を免除される。	直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の多国籍企業グループは提出義務を免除される。	<p>一の国外関連者との前期（前期がない場合には当期）の取引金額（受払合計）が以下の二つの条件を満たす場合には、当該一の国外関連者との当期の国外関連取引については、確定申告書の提出期限までの作成・保存義務（同時文書化義務）が免除される。</p> <p>(1) 取引金額（受払合計）が50億円未満であること</p> <p>(2) 無形資産取引金額（受払合計）が3億円未満であること</p>
提出期限(作成期限および保存期間)	最終親事業体（究極の親会社）の会計年度終了日の翌日から1年を経過する日 (e-Taxにより税務当局に提出)	最終親事業体（究極の親会社）の会計年度終了日の翌日から1年を経過する日 (e-Taxにより税務当局に提出)	確定申告書の提出期限までに作成し、原則として、7年間保存
提出義務の担保策(罰則等)	期限内に提出しない場合の罰則が設けられる。	期限内に提出しない場合の罰則が設けられる。	提示又は提出がない場合の推定課税及び同種の事業を営む者に対する質問検査（「同業者調査」）の要件を

			明確化するための規定が整備されている。
適用時期	平成 28 年(2016 年)4 月 1 日以後に開始する最終親事業体（究極の親会社）の会計年度に係る国別報告事項について適用	平成 28 年(2016 年)4 月 1 日以後に開始する最終親事業体（究極の親会社）の会計年度に係る事業概況報告事項について適用	平成 29 年（2017 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用
備考	英語で作成	日本語又は英語で作成	言語は特に指定されていない。